

情報モラル（家庭編）

長野市教育委員会 学校教育課

はじめに

昨今の重大事件の背景にインターネットに潜む影の部分の関わりが指摘され、情報モラルの重要性やネット社会が子どもたちに与える影響が危惧されています。これは、家庭、学校、地域すべてにかかわる重大な問題として受け止めなければなりません。この資料は、まず、子どもたちを取り巻くネット社会の現状を理解すると共に、家庭での対応をどうしていけばよいのか、その手がかりになるように作成しました。各家庭で、この資料を基に親子で話し合いを持つなどして、共に考える機会を作ってください。

インターネットに潜む危険

インターネットは自己責任の世界

基本的に管理者はいないのでお互いのマナーやモラルによる協調利用が原則

⇒ インターネット上のモラルやマナーは未成熟な段階。無法地帯的な影の部分があることを理解した上で、使用することが必要。

無痕跡性・時間場所無制限・高速性
ワンクリックだけで、夜中でも居ながらにして、いろんなことができてしまう。

⇒ 一瞬のいたずら心が大変な問題になることも。また、インターネットを使っての犯罪がグローバル化してきており、巻き込まれる危険性が増しています。

匿名性・非対面性

誰がやったか分からない、相手がどんな人かも分からないという中で、抑制がききにくく、過激化しやすい。

⇒ 実際に自由参加の掲示板などには、誹謗中傷する表現が当たり前のようなどころもかなりあります。

簡単に有害情報につながってしまう
アダルトサイト テロ行為 麻薬
爆発物 毒薬 自殺願望 等

⇒ 一般の検索サイトから、少し探せば簡単につながってしまいます。また、意図しなくても検索サイトの抽出の仕方によりつながってしまうこともあります。

児童生徒に有害と考えられる情報の例（「日本教育新聞」から）

社会的安全保障	兵器（爆弾）製造、違法な薬物製造、テロ活動、排他的政治結社、カルト信仰
犯罪、不正行為	犯罪の奨励、犯罪手口の開示、詐欺行為、不正販売
人権	人種差別、性差別の奨励、中傷、著作権侵害
安全性、信頼性	デマ、誤報、誤解や偏見を与える情報、不正確・未確認情報
身体的精神的健康	薬物乱用、暴力、ポルノ、過度の恐怖、退廃的嗜好

その他のトラブル事例

ファンクラブ等の入会案内で、個人情報（住所、氏名、TEL、クレジット番号等）を入力させ、プレゼントや副賞と称して品物を送りつけ、クレジットカードから引き落とすという事例。

「受験必勝薬」なる薬をサイトで購入。数日後サイトはなくなり、薬事法で禁止されている薬だったということで警察が事情聴取に来たという事例。

サイトで購入注文時、10個を20個に変えようとして、1020個注文してしまった事例。 等

家庭での対応

昨年度、市内中学校のIT環境調査では、76%の家庭でインターネットにつながるパソコンがあるという調査結果が出ています。予想以上に家庭への普及が急激に広がっており、家庭においても情報モラルについての認識を持つと共に、有害情報から子どもを守る必要が急務になっています。

(IT……情報通信技術)

家庭での対応 Q&A



Q1: 家庭で情報モラルを考えるとときに、どんなことを大事に考えればよいのでしょうか？

A1: 人権感覚と自己責任

インターネットは世界につながっています。インターネットの先には、男の人も女の人もあるし、大人も子どももいます。日本人ばかりでなく、いろんな国の人もあります。一番大事に考えなければいけないのは、相手を思いやる優しい心としっかりとした人権感覚です。また、テレビと違い受け身だけでなく情報を発信するインターネットの世界では、絶えず自己責任が伴いますが、それをしっかり自覚させることが大切です。これからさらに発展していく高度情報通信社会を成立させていく根底には、今まで以上に円満な人間関係や人権感覚が必要なのです。これから高度情報通信社会を担う子どもたちに大切に考えさせていきたいことです。

Q2: インターネットを子どもが使うときには、どんな点に注意すればよいのでしょうか？

A2: 保護者の監督下

インターネットは、保護者の監督の下で行うことを基本としましょう。インターネットの中には、知らないうちに費用が発生したり、個人の情報が流出して、ダイレクトメールが来たり、知らない人から悪質な誘いのメールが来たりするトラブルが実際にあることを子どもに説明し、いつも親に相談して使うような環境が望ましいでしょう。大切なのは、保護者は子どもがどのようにインターネットを使用しているのか把握できるような使用環境をつくることです。

Q3: 子どもが自分専用のメールアドレスがほしいというのですが必要でしょうか？

A3: 約束をしっかりと

特別な事情がない限り、個別のメールアドレスではなく、親のアドレスが家庭で共用できるアドレスを使用し、保護者が相手を確認できる状態がよいでしょう。メールは、身元を偽ることができず、メールを使っただけの悪質な勧誘等もあります。とはいえ、無料メールサービスなどすぐにアドレスを取得できるサービスもありますし、携帯電話を子どもに持たせた場合には、子どもはすぐにメールのやりとりをすることができます。まず、その目的をよく聞き、どうしても必要と親が納得できる場合は、見ず知らずの人とのやりとりはしない等の約束をしっかりと、使用させることが大切です。

Q4: 学年によって、使い方の基準になるようなものはありますか？

A4: 目的を持った使い方

特に基準になるようなものはありませんが、学校では下記のような扱いが多く取り入れられています。

小学校低学年……パソコンの基本操作（お絵かきソフト、カレンダーや名前のシール作り）

小学校中学年…調べ学習の効果的な道具として（インターネットの検索、デジタルカメラからの写真の取り込み）

小学校高学年…調べたことを発信する場面で（メールの活用やホームページ作成）

中学校……小学校での活用に加えて技術家庭科で情報モラルも含めて学習していきます。

家庭で使わせる場合は、基本的には、学校での使用の仕方に準じて使用方法を広げていくのがよいと思います。しかしながら、コンピュータやインターネットの使用については、カリキュラムが決まっているわけではなく、学校や学級により異なりますが、活用については、目的とねらいを持って使用しています。家庭においても環境や状況はそれぞれ異なりますが、目的を持って使用させることを基本におくことがよいでしょう。



Q5: 掲示板やチャットは、何年生ぐらいから使用するのがよいでしょう？

A5: 目的がなければ必要ない

小中学生のうち、自分が参加している団体が運営している掲示板（学習センターの掲示板やスポーツクラブの掲示板 等）などのような、参加者が決まっていて、その目的が確なものが多いでしょう。また、親もその掲示板を常に見ているということも大切なことです。

基本的には、小中学生のうち、自由に参加できる掲示板やチャットへの家庭からの書き込みは必要ないと考えます。特に、数多くのテーマを集めた掲示板やチャットのサイトは、管理が行き届かず身勝手な誹謗中傷の発言をよく目にします。

掲示板

決められたテーマについて、書き込むことができる。個人情報を守るため、匿名で書き込みをするため、無責任な内容のものもある。趣味の話題から、出会い系、いかがわしい画像交換等、あらゆるジャンルが存在する。

チャット

掲示板と似ているが、参加者と同時進行で書き込みのやりとりを行う。同時進行のため、その場の感情での発言になりやすく、自由に参加できるサイトでは、匿名性のため、過激になりやすい。



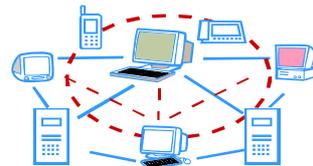
Q6: パソコンは居間に置き、子どもが使っているのが見える形で使わせていますが、子どもだけで使っている時間帯もあり、有害情報にアクセスしないか心配ですが、どうしたらよいでしょうか？

A6: なぜ有害なのかを理解させる

もし、子どもが有害なページを見ていたら、そのページがなぜ有害なのかを子どもに理解させましょう。残酷なページ、エッチなページ、誹謗中傷ばかりのページ……、有害とされるページは、少しずつ自分でも知らないうちに心を変えてしまう、その恐ろしさを話してほしいと思います。また、フィルタリングソフトを入れたり、プロバイダー（インターネット接続事業者）のフィルタリングサービスを利用して、子どもに与える情報を取捨選択しておくことがこれからは特に大切です。学校で使っている教育ネットワークは、フィルタリングサーバーにより、有害情報にはアクセスできないようになっています。（フィルタリング……有害な情報にアクセスさせない仕組み）

これからさらにネット社会は変化し、新しいものも生み出されてくるでしょう。一番大切なのは、今まで以上に相手を思いやる優しい心と一人ひとりの自己責任感覚が、これからの情報通信社会の健全な発展のためにはなくてはならないということです。家庭でも、常にそのことを基本に語ってください。

こんな点にも配慮を



情報の作者のことを考えて

インターネット上には、様々な絵や写真、音楽、文章等の情報があります。そしてそれらの多くは著作権等の知的所有権があり、勝手に使うことはできません。子どもには、情報の作者のことをいつも考えられるようにしたいものです。アニメのキャラクターやアイドルの写真なども勝手にコピーしてホームページに載せることはできないことも知っておくことが必要です。

個人情報大切なもの

インターネットは全世界につながっています。ネット上で、住所や電話番号、メールアドレスなどの個人情報を入力することは、十分に注意が必要です。子どもには、安易に書き込んだり、登録したりしないように教えましょう。アンケートと称したホームページで、個人情報を入力させ、集めた個人情報を売りさばくようなあくどいホームページも存在します。

こんな時は

身に覚えのない架空請求がきた時は

請求された内容について不明な点があったり、不安を持った場合には、相手に連絡・料金を支払う前に、まず消費生活センターに相談しましょう。同じ文面の請求書が多くの人に届いているなどの架空請求の情報やアドバイスが得られます。



<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>（消費生活センター一覧）

チェーンメールやしつこい勧誘や広告のメールが来たときには

「このメールを 人に送らないと不幸になる」といったようなチェーンメールや知らない会社から商品の勧誘メールなどが届いたときには、無視しましょう。また、「以後このメールが不要の方は、このアドレスへ返信してください」等の説明が付いている場合がありますが、勝手に送られてきたものについては信用してはいけません。それに返信することによって、こちらの個人情報を悪用される危険があります。

子どもを守るために



有害情報のカット

学校のパソコンがつながっている長野市教育ネットワークは、フルネットセンター（オリンピックの時の情報発信センター）にフィルタリングサーバーがあり、有害情報にはつながらないようになっています。家庭においても可能な限り有害情報をカットする手だてを講じてください。

市販のフィルタリングソフト

家庭のパソコンにインストールするフィルタリングソフトで、ほとんどは数千円で購入できます。下記のアドレスには、各種フィルタリングソフトの一覧がまとめられているので、参考にしてください。

<http://www.nmda.or.jp/enc/rating/nihongo.html>（財団法人インターネット協会）

プロバイダーのフィルタリングサービス

それぞれの家庭で契約しているプロバイダー（インターネットへの接続事業者）があります。プロバイダーによりサービスの内容が異なりますが、月々数百円程度の追加料金で、フィルタリングサービスをしてくれるところが多いようです。契約先のプロバイダーに問い合わせたり、契約先のホームページで調べてみてください。

使用内容をチェック

どんなことに使っているか確認することも大切です。パソコンの中にはいろいろな形で記録が残されていますから時々確認し、子どもの使い方を把握しておくことが大切です。

お気に入りの確認

子どもがよく閲覧するホームページは、「お気に入り」に登録してあります。どんなページが登録されているか確認しておきましょう。インターネットエクスプローラ（ホームページを見るソフト）のツールバー（上に並んでいるボタン）の「お気に入り」をクリックすると確認することができます。

閲覧したホームページの記録

閲覧したホームページの記録を見るには、ツールバーの「履歴」ボタンをクリックすると1日ごとにさかのぼって閲覧したページを見ることができます。ボタンが見あたらない場合はメニューバーの「表示」〔エクスプローラバー〕〔履歴〕の順にクリックしても同じです。

子ども専用パソコンを与えている場合には、事前に時々親として確認することを話した上で使用させた方がよいでしょう。

家庭で子どもと約束

ネット社会は情報モラルが健全に定着するのを待たずに日々変化し、進化し続けています。まず、私たちはネット社会の影の部分から子どもたちを守らなければなりません。ぜひ、これを機会に子どもとインターネットや携帯電話について話し合う場を持ってください。長野県教育委員会から「家庭でインターネット・携帯電話を安全に安心して使うための約束」の例（添付資料）が配布されています。これらを基にそれぞれの家庭にあった約束を作り、安全に利用してください。

家庭でインターネット・携帯電話を
安全に安心して使うための

わたしの

5つの約束



家庭で、インターネットや携帯電話を安全に使うために、子どもと共に
下記の例のような約束をつくってみましょう。

- 1 わたしは、インターネットを1日 時間で、時から 時の間に保護者の目の届くところで利用します。
- 2 わたしは、自分が嫌だなと思ったり、恐ろしく感じたりするようなホームページやメールの内容には絶対かかわりません。
- 3 わたしは、ネット（インターネットや携帯電話等）の掲示板やホームページ、メールを利用して、他人を傷付けるような書き込みは絶対にしません。
- 4 わたしは、自分や家族の個人情報（名前、住所、電話番号、性別、年齢、顔写真、メールアドレス、クレジットカードの番号等）を絶対に教えません。また、友人の個人情報も教えません。
- 5 わたしは、ネット（インターネットや携帯電話等）で知り合った人とは、保護者と同伴か許可がなければ誘われても絶対会いません。

